

4. 課題の整理

第2章の史跡整備の経過と現状で述べたように、本史跡の整備の大半は福岡県が策定した『大宰府歴史公園整備前期5ヶ年計画／昭和48(1973)年』及び『大宰府歴史公園整備後期5ヶ年計画／昭和53(1978)年』に基づく工事を基本としており、施工開始以来、既に半世紀が経過しています。

本史跡では、現在、老朽化した公共設備等が顕在化しています。また、史跡の調査研究の発展が進む一方で、遺構の表現が未整備となっている箇所、史跡整備のコンセプトが更新できていない箇所も見られます。また、都市整備、防災、観光等の施策を踏まえた、追加の整備や更新が必要です。

以上の内容を踏まえ、本章では、保存整備、環境整備、公開・活用の視点から本史跡の課題整理を行います。

4-1 保存整備に関する課題

(1) 遺構保存

正殿跡では、当時の礎石が地上に露出したままの姿で保存されています。礎石の周辺は、歩行者が頻繁に通る箇所を中心に、毀損が目立つようになっています。周囲より高い微高地にあるため、土砂の流出も見られます。また、正殿跡の近くに育つ木の根が礎石の下まで延びており、地下遺構の保存に支障をきたしています。



写4-1：毀損が目立つ正殿跡

礎石が露出したままの姿で保存される遺跡としては、蔵司の大型礎石建物も挙げられます。

遺構の残存状況、劣化状況、周辺状況等を踏まえつつ、遺構保存の確実性を高める適切な工法の採用が課題です。

他方、本史跡には、『史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則』に基づく説明板が、現在、設置されていない状況となっています。市民や来訪者等の目につきやすい一方、景観を乱さない適切な場所に説明板を設置する必要があります。

(2) 地形の造成

急傾斜地の蔵司周辺、月山周辺で地形損傷箇所が確認されています。また、その箇所は多数存在します。令和5(2023)年の集中豪雨の影響で生じた月山東地区の崩落箇所は住宅の裏手で危険な状況でした。遺構保存や来訪者の安全確保に資する対策が課題です。



写4-2：月山東地区の崩落箇所

●蔵司周辺

地形損傷K1～K6は、急傾斜地であるとともに、樹木の根系の支持が弱まったりしたため、表層浸食が進行した、あるいは進行しつつある箇所です。オーバ

一ハンク状態の部分も見られます。放置すると広範囲にわたって表土が流れ、崩落の再発や拡大の恐れがあります。

地形損傷K7は、水田の排水を受ける集水柵がないために、流水により周辺の地形が浸食されている箇所です。放置すると崩壊・崩落の恐れがあります。

地形損傷K8は、モウソウチクの地下茎に覆われており、全体的に地形損傷が見られる箇所です。地下茎による地形の物理的な崩壊や地形崩壊が見られます。

●月山周辺

月山周辺でも地形損傷箇所が複数確認されています。

T1、T6では、倒木や林床植生の衰退によって表土が流れ、表層の崩落が確認されています。

T2～T5、T7では、林床植生の衰退により、表土が流出し、根が浮いた状態となった箇所が確認されています。放置すると、表層崩落へとつながる可能性が危惧されます。

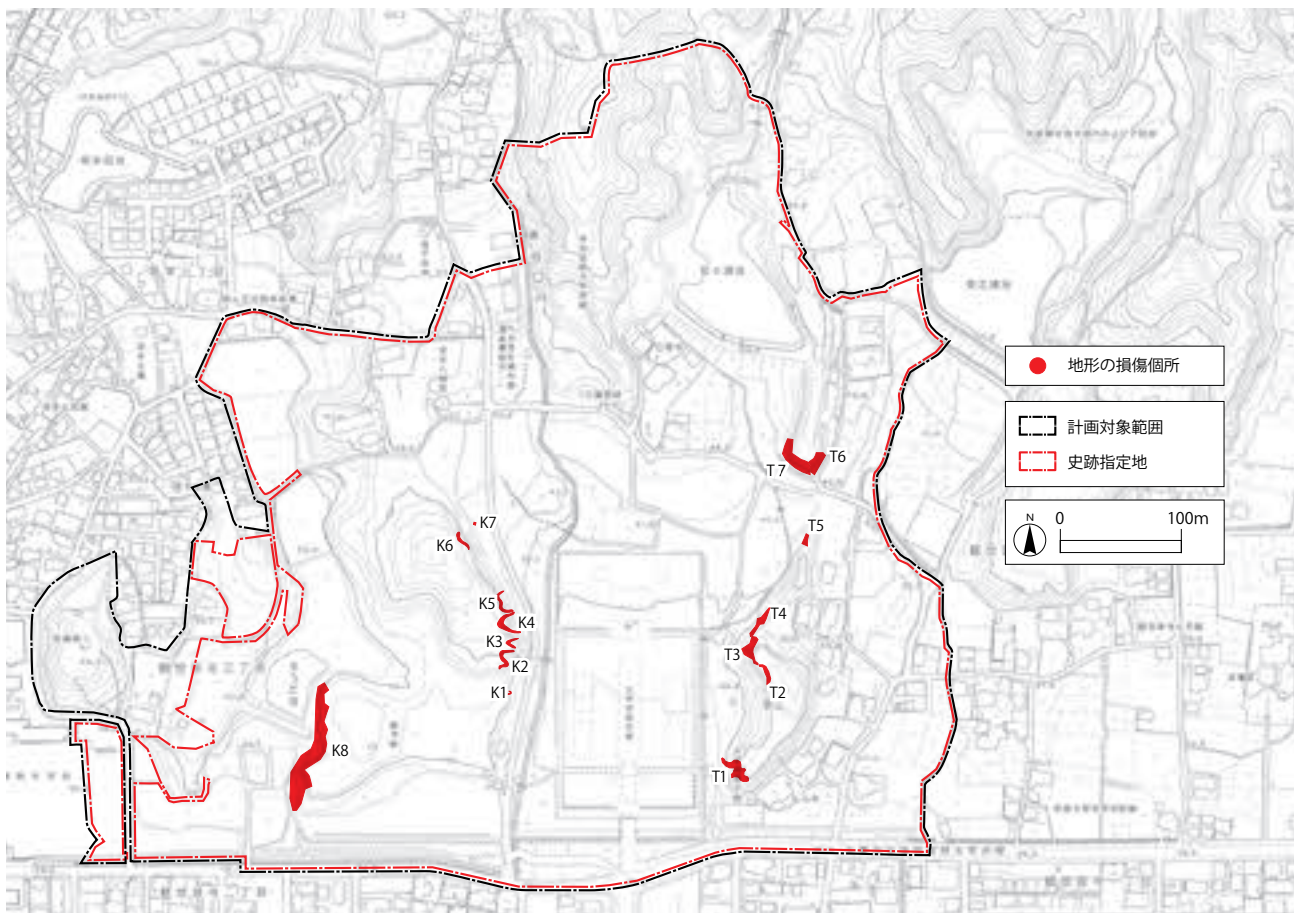


図4-1：地形の損傷箇所

(3) 緑地の管理

政庁跡周辺の樹木は、手入れが不十分で、全体的に過密気味です。巨木・高木が目立ち、林床が暗くなっています。樹勢が弱まり、倒木の危険性が危惧される樹木も見受けられます。また管理が不十分な竹林、樹木、てんぐ巣病に感染したソメイヨシノも多く見られます。

政庁跡では広い範囲に芝が貼られています。芝刈り等の作業が大きな負担となっています。政庁跡南側の水路には、水草が繁茂し、枯れる頃には臭いといった指摘もあります。



写4-3：手入れが不十分なモウソウチク（蔵司地区）



写4-4：過密気味の樹木（政庁跡の西側）



写4-5：てんぐ巣病に感染したソメイヨシノ



写4-6：水草が繁茂した濠（政庁跡の南側）

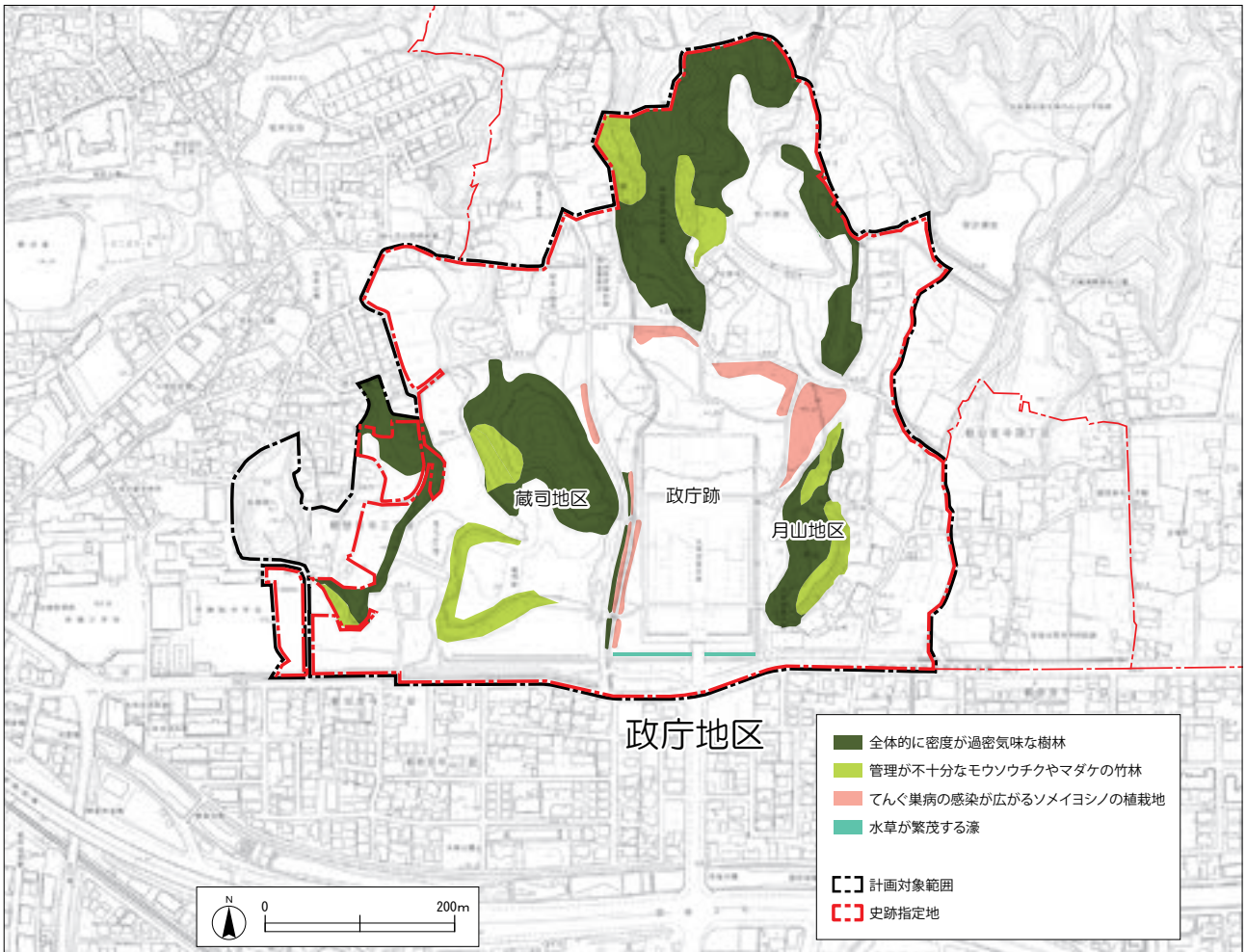


図4-2：植栽に関する課題

こうした現状に対して、昔の自然環境に戻すことは困難と考えられる一方、放置することは「古代大宰府が感じられる心地よい空間」に支障をきたすものと考えられます。

現状の植生を踏まえつつ、全体の植生のあり方を見直すとともに、今後の維持管理の負担等も考慮し、適切な植栽に取り組んでいくことが課題です。

(4) 排水施設（水路・濠等）の修理

政庁跡東側を流れる水路は、老朽化により河床のひび割れや護岸の列石が崩れた箇所が見られます。また、政庁跡南側を流れる濠でも護岸の崩落箇所が確認されています。

本史跡内では水はけが悪く、雨天時に水が溜まりやすい箇所も確認されています。

こうした箇所を放置することは、植栽木の管理同様「古代大宰府が感じられる心地よい空間」づくりに支障をきたすほか、大雨による水量増加に対応できない可能性があります。

遺跡や周辺状況を踏まえつつ、排水機能の改善や水系の環境維持に向けた適切な整備工法を選択し、実施することが課題です。



写4-7：河床のひび割れ・護岸の落石が目立つ水路



写4-8：護岸が崩落した濠

4-2 環境整備に関する課題

(1) 遺構の表現

本史跡では、平面復元（回廊、後殿、脇殿、中門、南門等）、柱・盛土による半立体的な復元（月山東地区や蔵司地区）、植栽による表現（衛門舎、築地塀等）により、遺構の表現が行われています。ただし、解説が十分ではなく、一般の方にとっては何を表現しているのか伝わりづらい状況です。加えて、復元の見せ方として、アスファルトで舗装された復元箇所（回廊）、砂利が敷き詰められた復元箇所（脇殿、中門、南門）、芝生と一体となった復元箇所（後殿、後殿付属舎）、植栽による復元箇所（衛門舎、築地塀）があり、復元の全体像が伝えづらい状況となっています。また、露出している礎石は復元礎石と本物の礎石が混在しており、違いが分かりづらくなっています。復元箇所は、経年劣化も目立つようになっています。特に、回廊の平面復元箇所は、管理用車両が通行する機会も多く、舗装の劣化につながっており、地下遺構への影響も危惧されます。他方、正殿跡の正面に位置する傾斜の地下には、東西に続く幅3mの石敷きがあり、その南側に0.3mの段差があることから、この部分が正殿と広場を分ける龍尾壇と考えられています。龍尾壇が存在することは、平安宮と類似するという本史跡の大きな特徴ですが、現状では、その存在はわかりづらい状況となっています。

一方、スマートフォンやタブレット端末等のデジタルデバイスを活用し、コンピュータで作成された映像を現地で見られるようになってはいますが、ダウンロード数が伸び悩んでいます。

昭和40年代の復元整備の成果に加えて、近年のデジタル復元、そして整備が完了している客館跡の整備内容も踏まえ、史跡全体の遺構の表現をどうしていくか検討が必要です。



写4-9：築地の半立体表示（月山東地区）



写4-10：復元の意図が伝わりづらい植栽による表現（衛門舎）



写4-11：劣化が目立つ平面復元箇所（回廊）



写4-12：芝生と一体となった平面復元箇所（後殿）

(2) 動線

1) 歩行者の動線

歩行者の動線としての役割を担う道路や園路の舗装の劣化が進んでいます。歴史の散歩道も経年劣化により、舗装が美装されていたことも分かりづらくなっています。この道路や園路は、歩道が無い歩車共存道路ですが、太宰府天満宮に向かう自動車の通過交通に利用されることも多く、歩行者の安全性が十分に確保されていません。

一方、政庁跡の東側となる月山側には歩行者が通りやすい舗装された園路がありません。そのため、政庁跡を眺めながら、その周辺を一体的に回遊できる動線が確保できていません。

歩行者の多くは、政庁跡の南に位置する多目的広場から橋を渡って政庁跡に向かいますが、段差であったり、路面が砂利であったりとバリアフリー環境が整っていません。また、大宰府関連史跡である8つの史跡への誘導動線が不明確であり、史跡地全体の回遊性を高める整備が確保されていません。

今後は、車いす利用者や、ベビーカーを押して歩く子育て世代等を含め、政庁跡だけでなく蔵司や月山、そして近年多くの人々が訪れるようになった坂本八幡宮をはじめ、史跡指定地全体を巡る歩行者の動線をどう整えていくかが課題です。



写4-13：劣化が目立つ道路（歴史の散歩道）



写4-14：バリアフリー環境が整っていない橋と園路（政庁跡の西側）



写4-15：バリアフリー環境が整っていない通路



写4-16：バリアフリー環境が整っていない政庁跡の階段

2) 管理用の動線

政庁跡とその周辺には管理用の動線が十分ではなく、管理用車両が回廊の平面復元箇所を通行する状態となっています。蔵司周辺や月山周辺では、管理車両が通れるような管理用の動線が

不十分であるため、間伐した樹木等を運ぶことも困難な状態です。芝刈り時には、作業員や芝刈り用の機材等を運ぶ車両が大宰府展示館の横に停められている状況です。

遺構の修理、崩落した地形の復旧、そして日常の植栽管理の負担軽減に資する管理用の動線の確保が課題です。



写4-17：芝刈りの様子



写4-18：芝刈りに伴う車両の進入の様子

(3) 案内・解説施設

案内板や解説板は、史跡指定地内に数多く設置されていますが、経年劣化で板面が読めなくなったもの、壊れて支柱のみになっているもの等、そもそも案内板や解説板としての役割を果たしていないものが存在します。加えて、内容の更新ができていない解説板、蔵司をはじめ案内板や解説板が未設置の場所も存在します。

他方、人通りが多い多目的広場周辺や大宰府展示館周辺、そして大宰府政庁跡への通路沿い等には、案内板や解説板に加えて、ペット・ゴミ・火気使用等に関する注意喚起サインも数多く設置され、サインの乱立が目立つようになっています。

そして、本史跡の案内板・解説施設は、一部アプリ等と連動して外国語表記に対応可能になってきていますが、全体的に外国語表記等に十分対応できていません。

近年は案内板や解説板の追加や更新に取り組んでいます。今後は、歩行者の動線等の設定を踏まえ、設置効果を最大限にするべく令和の都だざいふをコンセプトとして観光サイン・史跡地案内サイン等を統一し一体的な情報発信を行うなど、遺跡の解説に係る体系的な整備が必要です。



写4-19：歩行者の動線沿いに乱立する注意喚起サイン



写4-20：破損した案内板の支柱



写4-21：追加や更新を行っている案内板



写4-22：追加や更新を行っている解説板

(4) 多目的広場、管理・便益施設

本史跡には3つの多目的広場があります。本市は、これらの多目的広場を「太宰府市民政庁まつり」といったイベント、学校教育での社会科見学、遠足、修学旅行、サークル活動等で活用しています。しかし、本史跡の更なる活用を目指すにあたって、人の滞留を生むための多目的広場は不足している状況です。

他方、政庁跡周辺、そして歩行者の動線の役割を担う道路や園路沿いに、ベンチ、公衆トイレ、四阿、街路灯、車止め・柵等が設置されていますが、経年劣化が目立つものも増えています。

ベンチの中には、座面が低く座りづらいものや壊れたものも一部に見られます。

トイレの中には、整備から時を経て、バリアフリーに対応できていないものがあります。また、下水機能が脆弱で自然流下していないものも見られます。

本市では、令和6(2024)年には日本一長い猛暑日が続きました。そのような中で、四阿は、小学校の子どもたちをはじめ、まとまった人数が熱中症の危険性がある日差しの強い時間帯や急な雷雨等の際に避難できる規模のものはありません。

史跡指定地の中には、木柵もあり、これらは定期的な更新が必要です。

草刈りや樹木の間伐等に必要な道具類を保管する倉庫も不足しています。

支柱のコンクリートが爆裂し鉄筋がむき出しとなった四阿、支柱が錆びて破損している多目的広場の街路灯等、危険な状態のものも見られます。

上記の管理・便益施設は、整備した時期も異なるため、デザインの統一も不十分な状態です。既に整備されている管理・便益施設については、更新のあり方が問われています。



写4-23：座面が低く狭いベンチ、奥に壊れたベンチ



写4-24：支柱のコンクリートが爆裂し鉄筋がむき出しとなった四阿

(5) 公開・活用のための施設

本史跡の公開・活用施設と言えば、遺構保存覆屋「大宰府展示館」が挙げられます。ただし、大宰府展示館は、遺構の覆屋として建てられた施設であり、本史跡の解説拠点として建てられた施設ではありません。施設の内部は手狭で、老朽化も進んでいます。また、遺構を展示する面積が小さく、遺構の存在や役割が来訪者に伝わりにくい状況です。施設の周辺には樹木等が生い茂り、政庁通りからの視線が遮られ、施設の存在が分かりづらくなっています。

他方、政庁跡は、広く平面復元され、公開・活用されていますが、その全体像を指定地内で見ることができる視点場が不足しています。

遺構保存覆屋「大宰府展示館」の有効な遺構露出表示の手法の検討や本史跡の全体像を望む視点場の確保が課題です。

またその際、カフェや売店など訪れる人が気持ち良く休憩できる機能も必要です。しかしながら、大宰府展示館は遺構保存覆屋であり、大宰府関連史跡群のハブとして来訪者に史跡群の価値を伝える施設としては不十分です。将来的には来訪者の動線に沿ったエリアにカフェや売店も併設したビジターセンターを設置する必要があります。修学旅行や社会科見学といった団体利用も念頭にそれなりのスペースと展示・演出がなされた魅力ある施設が望まれます。



写4-25：樹木に囲まれた大宰府展示館

4-3 公開・活用等に関する課題

ここでは、政庁跡がある政庁地区と客館跡がある客館地区の公開・活用、管理運営、そして整備に向けた調査に関する課題について記載します。

(1) 公開・活用

本史跡は、『太宰府市文化財保存活用地域計画』において、重点的措置の大宰府関連史跡群の保存・活用（文化財保存活用区域）の中心的な史跡であり、特別史跡として保存が図られる一方、活用についてはまだ十分とは言えない状況です。

政庁跡がある政庁地区の南約1 kmには、客館跡がある客館地区が位置し、この客館跡も近年整備されていますが、一体的な公開・活用に関する取組は十分ではありません。

また、本市では観光客の大半が太宰府天満宮～門前町のエリアに集中しています。本史跡への周遊を促進するために、観光的側面から公開・活用を検討していく必要があると考えます。

他方、市内には、本史跡以外にも大野城跡、水城跡、観世音寺境内及び子院跡、筑前国分寺跡、国分瓦窯跡、大宰府学校院跡、宝満山が存在します。市外には、鴻臚館跡、牛頸須恵器窯跡、基肆城跡、阿志岐山城跡等も存在します。これらは本史跡と歴史的関わりも深い文化財であるとともに、日本遺産の構成文化財にも位置付けられていました。本史跡の公開・活用にあたっては、これら文化財等との一体的な活用も求められています。

また、政庁跡からは、北に大野城跡が築かれた四王寺山、南には基肆城跡が築かれた基山を望むことができます。客館跡からは四王寺山に加えて、宝満山を望むことができます。本史跡の史跡指定地からこれらが見通せることは古代日本の「西の都」の位置関係を知る手がかりとして重要です。本史跡の公開・活用を考える上で、本史跡周辺の景観保全も大切な条件の一つと考えています。

また、本史跡は学校教育での社会科見学、現地学習、遠足、修学旅行、サークル活動等で利用されてきましたが、より多くの人々に史跡の価値を伝えるために、体験や学習プログラムの充実が求められています。

(2) 管理運営

本史跡の管理運営にあたっては、草刈りや樹木の間伐等が大きな負担となっています。加えて、リールをつけない犬の散歩、ゴミの投棄、ボール遊びといった史跡としてふさわしくない利用をされる方等への注意や対策も問題となっています。

草刈りや樹木の間伐等にあたっては、(公財) 古都大宰府保存協会や市民のボランティア団体である「月山の会」等との連携にも取り組んでいますが、今後、より多くの人々に本史跡に来てもらう活用の推進を目指すにあたって、史跡指定地の日常的な利用に対する管理運営についても、市民団体等と連携していく必要があると考えます。また、本史跡の生物多様性を確保するため、外来生物等の防除に取り組んでいくことが求められています。

他方、客館跡については、スケートボードの利用、チラシを燃やす行為、ゴミの放置といった利用のルールに従わない行為が把握されており、防犯等に対する対応も求められています。

(3) 調査

史跡整備にあたっては、遺構や遺物を傷めないよう最大限配慮し、実施する必要があります。

そのためには、整備の前提として、遺構や遺物の場所を把握しておくことが必要ですが、発掘調査が行われていない場所も残されています。事業実施にあたっては、適切な工事の場所や工法等の設定を見据えて、工事の前に、発掘調査を実施する必要もあると考えます。